

ID: 317

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	建築の同意		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成8年条例第1号		
【根拠条文】 (市長の同意) 第4条 建築主は、遊技場又はホテルを建築するに当たっては、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)を提出する前まで又は遊技場若しくはホテルへの用途の変更をする前までに、市長の同意を得なければならない。 2 市長は、建築主が第6条に規定する建築物の禁止区域において建築をしようとするとき、又は建築物が第7条若しくは第8条に規定する構造、設備等の基準に適合しないとき、又は協議が整わないときは、同意しないものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日